

修正箇所

○10月16日修正 資料1「電力卸販売に係る募集要項（複数年卸）」

修正前	修正後
<p>6. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 受給料金の提示</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記(1)の与信基準を満たした(当社の与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合を含む)事業者については、「電力卸取引申込書(複数年卸)」に記載の希望条件を踏まえ、当社より、2023年10月30日(月)を目途に受給料金単価※をメールにて提示いたします。</li><li>・ ※当社が提示する受給料金単価は、容量市場収入を控除したうえで設定いたします。また、発電側課金については、現時点で確定していないため、本募集にて成約した受給料金単価とは別に申し受けませ</li><li>・ <u>当社が提示した受給料金単価にて合意できる事業者は、当社が提示した受給料金単価を、当社が提示した受給料金単価にて合意できない事業者は希望する受給料金単価を、2023年11月6日(月)17時までに当社へメールにてご連絡ください。期日までに、希望する受給料金単価の連絡がない場合は、申込を取消したものとみなします。</u></li><li>・ なお、当社へ希望する受給料金単価を回答して以降は、申込内容の変更および申込の撤回はできません。</li></ul>	<p>6. 契約者の決定方法</p> <p>(2) 受給料金の提示</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記(1)の与信基準を満たした(当社の与信基準を満たす第三者の連帯保証を付けた場合を含む)事業者については、「電力卸取引申込書(複数年卸)」に記載の希望条件を踏まえ、当社より、2023年10月30日(月)を目途に受給料金単価※をメールにて提示いたします。</li><li>・ ※当社が提示する受給料金単価は、容量市場収入を控除したうえで設定いたします。また、発電側課金については、現時点で確定していないため、本募集にて成約した受給料金単価とは別に申し受けませ</li><li>・ <u>当社が提示した受給料金単価にて合意できる事業者は、当社が提示した受給料金単価を、当社が提示した受給料金単価にて合意できない事業者は希望する受給料金単価を、2023年11月6日(月)17時までに当社へメールにてご連絡ください(希望受給電力に変更がある場合〔ただし、通告型βは除きます〕は合わせてご連絡ください)。</u>期日までに、希望する受給料金単価の連絡がない場合は、申込を取消したものとみなします。</li><li>・ なお、当社へ希望する受給料金単価を回答して以降は、<b>申込内容の変更および</b>申込の撤回はできません。</li></ul>